

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114

インボイス廃止まで激変緩和措置の継続を

「インボイス廃止」「2割特例、8割控除継続」の声を名古屋市から

11月10日（月）15時30分から、市議会財政福祉委員会で「インボイス制度廃止と『2割特例、8割控除の継続を求める意見書を国に送付することを求める』署名の請願審査が行われました。愛商連服部会長はじめ、名古屋西部民商森会長と小林事務局長、名古屋北部民商の宮内会長と婦人部役員の安齋さん、事務局2人、商工新聞記者1人の合計8人、他の傍聴者も含め9人で、定員ぎりぎりでした。冒頭、森会長が口頭意見陳述。森さんは「インボイス制度が始まったことは、リーマン、コロナと並ぶ非常に重大な商売の危機」「インボイス制度の前後で商売の中身が変わっていないのに、税負担だけが増えるのはおかしい」と実感をこめて3分間訴えました。それに対して、当局の説明は、「激変緩和、軽減措置は、事業者が、インボイス制度に円滑に対応できるように期限を区切って実施されたもので、本市としても税務署の広報に協力するなどしているところです」と、事業者の苦境にはまったく寄り添わないものでした。日本共産党の田口市議が、「緩和措置が無くなれば、廃業するしかない、死ぬしかないとの悲痛な声が上がっている。前市長も、『国による根こそぎ課税だ』と非難していた。中小業者の皆さんの声を聞くべきだ」と採択を求めました。しかし、すぐさま正副委員長により「不採択としたい」と提案され、不採択に賛成の議員が、田口市議



「労働時間・働き方と法律」 弁護士 坂輪 萌子（名古屋北法律事務所）

労働基準法では労働時間について、原則として「1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけない」と定められています。時間外労働については、使用者が労働組合等と労使協定（いわゆる「36協定」）を結び届出ることによって、法定労働時間を超えた残業や休日労働をさせることが認められます。

2019年に施行された「働き方改革関連法」では、残業時間の上限を原則月45時間、年360時間とするなど時間外労働の上限を定めています。これにより、長時間労働による健康被害・過労死リスクに対する歯止めが法律上設けられました。一方で、この労働時間規制を緩和しようという動きが出ています。高市新首相が「心身の健康維持と労働者の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討」を指示したことが報じられました。

人手不足・企業の競争力強化を背景に、規制を見直すことで「働きたい人がより柔軟に働ける環境を整える」ことを目的としています。具体的には、「時間外・休日労働の上限を見直す」「裁量労働制を拡大し、多様な働き方を促進する」といった案が議論されています。ただし、これに対しては、「過重労働の再拡大」「せっかく進めてきた働き方改革の逆行」という懸念があり、「いまだに過労死、過労自死が発生し続けて

税制改正にともない所得税申告が大きく変わります！

「所得税申告・税制改正学習会」

日時 ① 12月3日（水）19時～20時30分

② 12月15日（月）14時～15時30分

場所 民商事務所3階

<民商事務所での年末調整実務・相談会>*必ず、予約の上、来所してください（守山区・西区の会場は別途）

12月22日（月）・23日（火） 10時～16時